

【重要】新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

標記の件について 2020.5.8.付で厚生労働省より案内がありました。2.25.に当ホームページに載せたものから変更されています。以下の赤字がその内容です

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.htmlにある「相談・受診の目安」。<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>も参照)。今後はこの新しい目安に従って、該当する方は医療機関や保健センターを直接受診せず「帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります）」に連絡して指示を仰ぐようお願いいたします。「帰国者・接触者相談センター」とありますが、外国への渡航や感染者との濃厚接触の有無にかかわらず相談できます。

次の症状がある方は下記を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html または「帰国者接触者相談センター」で検索すると、住所地管轄のセンターを探ることができます)

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。
(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

○ 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国

者・接触者相談センター等に御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。